

中津市八面山振興計画策定支援委託業務
公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

この要領は、中津市八面山振興計画策定に係る委託業務の事業者を選定することを目的とする。

2. 業務概要

(1) 名称

中津市八面山振興計画策定支援委託業務

(2) 業務内容

別添仕様書の通り

(3) 履行期間

契約日の翌日から令和8年3月31日まで

(4) 委託料上限額

5,407,000円(消費税込)以内

(5) 担当部署(申請書類などの提出、問合せ先)

所 属：中津市 三光支所 地域振興課

担 当 瀬戸、古迫

住 所：〒871-0192 大分県中津市三光原口644番地7

電 話：0979-43-2050(内線：324)

F A X：0979-43-2737

メール：sk-chiiki@city.nakatsu.lg.jp

3. 事業者の選定スケジュール

- | | |
|--------------|---------------------------|
| 令和7年5月 9日(金) | プロポーザルの実施及び参加申込の公告 |
| 5月26日(月) | 質問受付期限(17時15分まで) |
| 5月30日(金) | プロポーザル参加申込書提出期限(17時15分まで) |
| 6月 6日(金) | 参加資格審査結果通知発出 |
| 6月17日(火) | 提案書提出期限(17時15分まで) |
| 6月23日(月) | 審査委員会でのプレゼンテーション実施 |
| 6月26日(木) | 審査結果通知発出 |

4. 参加資格条件

本プロポーザルに参加する事業者は、以下に掲げる条件をすべて満たしたものとする。

- (1) 法人格を有している者であること
- (2) 国又は地方公共団体、地域協議会等の発注による里山等の森林管理区分(ゾーニング)・森林管理方針計画の作成、里山等の景観再生事業に係る計画の作成、国立公

園・国定公園等のブランディングに係る計画の作成や仕様書に示した本業務の内容と類似の業務を元請けとして受注した実績を有する者

※類似の業務例

- ①〇〇山森林管理区分・森林管理方針について計画作成を行った実績
 - ②〇〇山景観再生計画作成を行った実績
 - ③〇〇公園ブランディング計画作成を行った実績
- など

- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しない者及び同条第2項の規定に基づく、当市の競争入札参加制限を受けていない者であること。
- (4) この公募型プロポーザル実施の公告の日から、契約締結の日までにおいて、当市、国又は他の地方公共団体から指名停止措置を受け、指名停止期間中でないこと。
- (5) この公募型プロポーザルにおけるプレゼンテーション実施日以前3箇月以内に、手形交換所で手形若しくは小切手の不渡りを出した事実又は銀行若しくは主要取引先から取引停止等を受けた事実がある者でないこと。
- (6) 会社再生法(平成14年法律第154号)に基づく破産手続開始の申し立てがなされていない者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申し立てがなされていない者(再生手続開始決定がなされ、入札資格を有する者は除く)
- (7) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、役員等が暴力団による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)に規定する暴力団及び暴力団員又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していない者
- (8) 国税、地方税を滞納していない者。

5. プロポーザルへの参加申込

今回のプロポーザルは、公募型プロポーザルとし、プロポーザルに参加する希望のある事業者は、下記期限までに「プロポーザル参加申込書(様式第1号)」、「会社業務実績表(様式第2号)」、「配置予定者調書(様式第3号)」を提出するものとする。

なお、「プロポーザル参加申込書」を提出したものがプロポーザルへの参加を辞退する場合は、「プロポーザル参加辞退届(様式第6号)」を提出するものとする。

「プロポーザル参加申込書」の提出は持参・郵送・FAX・メールのいずれかの方法とする。

- (1) 期 限 令和7年5月30日(金)17時15分必着

応募者が4社以上の場合は事前に書類審査を実施する。なお、参加資格審査結果については、参加者に参加資格審査結果通知書を発行し、通知を行う。

6. 提案書の提出

- (1) 提案書の提出

・提案書(様式第4号)のほか「7提案を求める事項」で定めるものを提出すると。

- ・各ページ中央下にページ数を記載すること。
 - ・提案内容は、文書、表、図等で簡単かつ明瞭に記載すること。
- (2)提出部数 各11部及びデータ提出
- (3)提出方法 持参又は簡易書留による郵送
- (4)提出期限 令和7年6月17日(火)17時15分必着

7. 提案を求める事項

下記(1)～(5)をA4版10枚以内で提出すること。

(1)実施方針

業務実施にあたっての現状認識(特記仕様書を踏まえた現状と課題の認識)及び現状認識を踏まえた業務の実施方針

(2)企画提案

- ・デザインコードとして、一例の提示
八面山に適したデザインコードとして、「色」及びその理由の提案
- ・ゾーニング設定として、一例の提示
例)八面山野外音楽堂の森林整備方針(植樹・伐採)と将来像についての提案
※仕様書に記載している、エリアから1つを抽出すること。
- ・独自の提案内容(任意)
提案事業者の強みや独創的なポイント、独自の提案内容について記載すること。

(3)管理運営体制

中津市八面山振興計画策定にかかる管理運営体制を示すこと。

(4)業務スケジュール

中津市八面山振興計画策定にかかる具体的なスケジュールを示すこと。

(5)見積書

見積額の根拠となる積算書も記載すること。

8. 提案の審査等

(1)審査日時場所等

令和7年6月23日(月)13:30～

※詳細は参加資格審査結果通知と併せて連絡をする。

会場:中津市役所 4F 研修室

控室:中津市役所 3F 306会議室

(2)提案書の説明方法等

- ①管理技術者からの企画提案書についての説明(20分)の後、審査員からの質疑応答(20分程度)を行う。
- ②管理技術者(1名)が出席するものとする。担当技術者の出席も可能であるが、その場合は1名までを認める。
- ③説明時に新たな資料の提示は認めない。また、事前に提出した企画提案書によって説

明を行うこと。プロジェクターや図面等を使用する場合は、事前に申告すること。

(3) 評価基準

次の基準により審査する。

① 基本事項

業務の目的及び内容について十分に理解をしているか。

② 業務実績

a. 会社として同種又は類似業務の実績があるか。

b. 配置予定技術者に同種又は類似業務の実績、保有資格、実務経験があるか。

③ 現状認識・実施方針

業務遂行にあたり、八面山に対する現状認識と総合的な視点・姿勢があるか。

④ 企画提案

八面山振興を目的とした独創的かつ魅力的な提案であるか。

⑤ 管理運営体制・業務スケジュール

作業スケジュールや策定プロセスなどの工程が的確であり、確実な業務の遂行が見込まれるか。

⑥ プレゼンテーション

プレゼンテーションが分かりやすく説得力があり、質疑に対しても的確な応答であったか。

⑦ 参考見積額

評価要領の算出式にて評価。

(4) 審査体制

提案書の審査は8人の審査員が行う。

(5) 審査方法

① 提案書などの提出書類及びプレゼンテーションによる書類審査を行う。

② 審査結果については総合的に評価を行い、順位を決定する。第1位の提案を行ったものが優先交渉権者とする。ただし、最高点獲得者が複数の場合、各項目の満点数の多い方を最優秀提案者とする。

なお、満点数も同数の場合は、以下順次点数を下げて獲得項目数を比較し、最優秀提案者を決定し、さらに同数となった場合は審査委員の協議により決定する。

(6) 審査結果の通知

審査結果については、参加事業者宛に通知文書を発送する。なお、この選定に関する異議等は一切受け付けないが、審査結果について情報公開請求があった場合は、請求をした事業者の総得点、順位のみを公開する。

(7) 契約について

契約に関しては、最優秀提案者と提案内容について協議調整を行ったうえ、合意が得られた時点で随意契約による契約を行う。

9. 仕様等に関する質問

- (1)仕様等に不明がある場合には、質問受付期間内に、質問書（様式第5号）にて、電子メールにて問合せること。
※質問受付期限以降の質問は受け付けない。
- (2)回答は中津市ホームページに掲載する。なお、質問者の名称等については公表しない。
- (3)審査に関する質問には応じない。

10 その他注意事項

- (1)提案に関する費用は全て提案者の負担とする。
- (2)提案に関する提出物は返却しない。
- (3)提出書類は、提出期限後の差替え、追加、再提出又は撤回は一切認めない。
- (4)提出書類の著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第21条から第28条までに規定する全ての権利をいう。）は、参加事業者が以前より著作権を有するものについては参加事業者に帰属するものとする。ただし、当市が当該プロポーザルの報告、公表等のために必要な場合は、提出書類の内容を無償で使用できるものとする。
- (5)当該要領に定めのない事項については、地方自治法（昭和22年法律第67号）、地方自治法施行令、中津市契約規則等関係法令等の定めるところによるものとする。
- (6)契約担当者は選定決定後、契約締結までの間に交渉権第1位の事業者が「3. 参加資格」を満たさなくなった場合には、選定決定の取消又は仮契約の解除を行うことができるものとする。この場合、契約担当者は選定決定の取消又は仮契約の解除に伴う損害賠償の責めを一切負わないものとする。
- (7)契約担当者は、契約締結後において、交渉権第1位の事業者が「4. 参加資格条件」を満たさなくなった場合には、契約の解除を行うことができるものとする。
- (8)参加申込事業者及び提案事業者はプレゼンテーション実施後、当該業務委託の参加要件の不知又は内容の不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- (9)その他不明な点は、「2(5)担当部署」まで照会のこと。